

第3章 附属機関

○富山地区広域圏事務組合幹事会設置要綱

昭和63年4月1日理事長決裁

(設置)

第1条 富山地区広域圏事務組合（以下「組合」という。）に、構成市町村間の連絡協調を図り、効率的な運営を推進するため、幹事会を置く。

(所掌事項)

第2条 幹事会は、組合の運営に関し必要な事項について協議する。

(組織)

第3条 幹事は、組合を構成する市町村の企画財政担当の課・室の長をもって充てる。

(会議)

第4条 幹事会は、組合の局長が招集し、会議を進める。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、組合の局長が幹事会に諮って定める。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

○富山地区広域圏事務組合廃棄物処理施設整備計画検討委員会設置要綱

平成8年5月24日理事長決裁

改正 平成12年3月24日理事長決裁

平成19年3月27日理事長決裁

(設置)

第1条 富山地区広域圏の構成市町村から排出される一般廃棄物を適切・円滑に処理するため富山地区広域圏事務組合廃棄物処理施設整備計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 検討委員会は次に掲げる事項について検討し、適切な廃棄物処理施設（以下「施設」という。）整備計画を策定する。

- (1) 施設の整備スケジュールに関すること
- (2) 「ごみ処理基本計画」「施設整備基本計画」「施設整備基本設計」に関すること
- (3) 「施設整備財源計画」及び「施設整備費負担金計画」に関すること
- (4) 「環境影響調査」「測量・ボーリング調査」に関すること
- (5) 「発注仕様書」「見積仕様書」に関すること
- (6) 「施設整備計画書」に関すること
- (7) 工事の発注にかかる「指名業者の選定」に関すること
- (8) その他施設の整備に関すること

(組織)

第3条 検討委員会は、構成市町村の副市町村長をもって構成する。

- 2 検討委員会には委員長1名、副委員長2名を置く。
- 3 委員長、副委員長は委員より互選する。
- 4 委員長は、必要に応じ検討委員会を招集し、会議を主宰する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(専門委員会)

第4条 検討委員会に専門委員会を置く。

- 2 専門委員会は、検討委員会に付託する検討事項を事前に調査・検討する。
- 3 専門委員会は、検討事項について専門知識等を必要とする場合は、専門コンサルタント等の意見・助言を受けるものとする。
- 4 専門委員会は「ごみ処理計画等専門委員会」と「施設整備費等専門委員会」とする。
- 5 各専門委員会は別表に掲げる職にある者をもって組織する。ただし、検討内容により関係者を加えることができる。

(プロジェクトチーム)

第5条 事務組合内に施設整備のためのプロジェクトチームを置く。

- 2 プロジェクトチームは施設整備計画等を作成し専門委員会及び検討委員会に提出する。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は事務組合プロジェクトチームにおいて処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関して必要な事項は検討委員会において協議のうえ別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成8年5月24日から施行する。

(要綱の廃止)

2 富山地区広域圏事務組合廃棄物処理整備基本構想策定委員会設置要綱(平成7年2月6日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成12年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別表

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 「ごみ処理計画等専門委員会」は組合事務局長及び構成市町村の清掃担当課長により構成する。2 「施設整備費等専門委員会」は組合事務局長及び構成市町村の企画財政担当課長により構成する。 |
|--|